

第 1 0 3 回安来市議会定例会 3 月定例会議

提出議案等概要説明書

今議会に提出する議案 5 0 件
(議決案件 4 8 件、同意案件 1 件、諮問案件 1 件)

■ 3 月 3 日提出議案

【議決案件】 条例案件 2 2 件

議第 2 7 号 安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

これまで、会派に対して交付していた政務活動費を議員に対して交付するため、関係条例の改正を行うもの。

議第 2 8 号 安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

法令（番号利用法）の一部改正により、引用している条項を繰り下げる改正を行うもの。

議第 2 9 号 安来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

これまで、議員本人と市との請負が認められていなかったが、地方自治法の改正により、政令に定める額（300 万円）までは規制の対象外とされた。改正法付帯決議において、議員個人による請負の状況の透明性を確保する旨が謳われており、対応するための改正を行うもの。

議第 3 0 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」「禁錮」「禁固」「禁こ」が「拘禁刑」に統一されることから、4 本の条例の改正を行うもの。①安来市職員の給与に関する条例、②安来市消防団条例、③安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例、④安来市議会の個人情報の保護に関する条例

議第 3 1 号 安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例制定について

お試し住宅について、ここ近年使用希望者が増加している状況であり、現行制度の最長利用期間 90 日を 30 日にすることで、より多くの希望者が安来市での移住体験をできるようにするため、改正を行うもの。

議第 3 2 号 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

「地方公務員の育児休業に関する法律」に定める育児短時間勤務を制度化するとともに、令和 6 年に人事院から示された「仕事と生活の両立支援の拡充」に基づき、所要の改正を行うもの。

議第 3 3 号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害応急業務等従事手当の対象に、消防組織法に基づき緊急消防援助隊として派遣する職員を加えるため、所要の改正を行うもの。

議第 3 4 号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

島根県の保険料水準の統一を見据え、令和 7 年度から県が示している市町村標準保険料率へ段階的に近づけるため、税率の改正を行うもの。

議第 3 5 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

令和 7 年度から督促手数料を廃止するため 6 本の条例の改正を行うもの。

①安来市税条例、②安来市介護保険条例、③安来市県営土地改良事業分担金徴収条例、④安来市国営干拓事業負担金徴収条例、⑤安来市後期高齢者医療に関する条例、⑥安来市住宅地貸付け及び譲渡に関する条例

議第 3 6 号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議第 3 7 号 安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例制定について

安来市いじめ問題専門委員会専門委員の任期を 2 年とし、年度で委員の改選ができるように改正するもの。また、安来市いじめ問題対策連絡協議会の委員についても年度で改選できるように改正を行うもの。

議第 3 8 号 安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について

令和 7 年度から安来幼稚園の給食を安来保育所から提供することとし、給食センターからの給食提供を停止するため改正するもの。

議第 3 9 号 安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例制定について

物価高騰に伴う利用料金の改定を行うことにあわせて、現況にあった内容に改めるため、所要の改正を行うもの。開館時間の変更。会員券の廃止等。

議第 4 0 号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

内閣府令の改正により、満 3 歳以上及び満 4 歳以上に対する保育士の配置基準が変更されたため、改正するもの。また、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得していなくても管理栄養士の資格取得が可能になったため、改正を行うもの。

議第 4 1 号 安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例制定について

物価高騰に伴う利用料金の改定を行うことにあわせて、現況にあった内容に改めるため、所要の改正を行うもの。開館時間の変更。高齢者等の区分及び夢ランドしらさぎ利用者についての特例の廃止。

議第 4 2 号 安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

国の基準を示す省令が改正されたため、準拠している市条例を改正するもの。

議第 4 3 号 安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例制定について

し尿処理手数料を令和 7 年 10 月 1 日から段階的に引き上げ、令和 9 年 4 月 1 日から現在区域ごとに分かれている手数料を統一するため、改正を行うもの。

議第 4 4 号 安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

引用法令の改正に伴い、引用している条項を繰り下げる改正を行うもの。

議第 4 5 号 安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

県内他市での企業からの返還規定に関する訴訟を受け、返還規定の見直しを行うため改正するもの。

議第 4 6 号 安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について

厚生労働省が所管していた水道行政（水道整備・管理行政）が、国土交通省に令和 6 年 4 月 1 日から移管されたことに併せ、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うもの。

議第 4 7 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

準拠している法令の額が改定されたため、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うもの。

議第 4 8 号 安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報奨金の勤続年数に、新たに「35 年以上」の区分を追加するための改正を行うもの。

【議決案件】計画 1 件

議第 4 9 号 安来市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎計画に市立図書館改修事業を追加するため、過疎計画本文及び事業計画を変更するもの。

【議決案件】市道路線 2 件

議第 5 0 号 市道路線の認定について

路線の再編、圃場整備事業に伴い、長谷津 9 号線・長田 2 号線の認定を行うもの。

議第 5 1 号 市道路線の変更について

路線の再編、宅地開発に伴い、加茂長谷津線・後飯島 22 号線の変更を行うもの。

【議決案件】指定管理者の指定 4 件

議第 5 2 号 指定管理者の指定について

指定施設 夢ランドしらさぎ
指定管理者 一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議第 5 3 号 指定管理者の指定について

指定施設 ふれあいプラザ
指定管理者 一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議第 5 4 号 指定管理者の指定について

指定施設 安来市学習訓練センター
指定管理者 職業訓練法人安来地域能力開発振興協会
指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議第 5 5 号 指定管理者の指定について

指定施設 広瀬温泉月山の湯憩いの家
指定管理者 一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【議決案件】 予算案件 19件

議第56号 令和6年度安来市一般会計補正予算（第10号）

補正額	1,017,000 千円
補正後予算額	29,673,164 千円
繰越明許費	12 件の追加/1 件の変更
債務負担行為の補正	4 件の追加
地方債の補正	125,400 千円の減額

【歳入】

・市税	△54,390 千円
・地方譲与税	△15,900 千円
・配当割交付金	△3,100 千円
・株式等譲渡所得割交付金	19,500 千円
・法人事業税交付金	5,000 千円
・地方消費税交付金	△64,000 千円
・地方交付税	226,992 千円
・分担金及び負担金	1,254 千円
・使用料及び手数料	△6,427 千円
・国庫支出金	△269,848 千円
・県支出金	△170,629 千円
・財産収入	7,077 千円
・寄附金	803 千円
・繰入金	1,352,469 千円
・繰越金	143,464 千円
・諸収入	△29,865 千円
・市債	△125,400 千円

【主な歳出】

・障がい者総合支援事業	20,660 千円
・出産応援デジタルギフト贈呈事業	2,000 千円
・公的病院等支援事業	20,000 千円
・企業会計負担金(病院事業)	54,858 千円
・県営農業農村整備事業	52,835 千円
・農村整備事業(計画策定等事業)	8,200 千円
・基金積立金	1,838,193 千円

議第57号 令和6年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

補正額	112,413 千円
補正後予算額	4,041,996 千円

議第58号 令和6年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

補正額	△5,069 千円
補正後予算額	1,348,849 千円

議第 5 9 号 令和 6 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額	△58,718 千円
補正後予算額	5,397,129 千円

議第 6 0 号 令和 6 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正額	△54,955 千円
補正後予算額	427,665 千円

議第 6 1 号 令和 6 年度安来市水道事業会計補正予算（第 4 号）

水道事業収益	補正額	1,378 千円
	補正後予算額	1,068,106 千円
水道事業費用	補正額	△8,434 千円
	補正後予算額	1,114,475 千円
資本の収入	補正額	△145 千円
	補正後予算額	488,877 千円
資本の支出	補正額	△9,971 千円
	補正後予算額	922,485 千円

議第 6 2 号 令和 6 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

下水道事業収益	補正額	△7,111 千円
	補正後予算額	1,758,629 千円
下水道事業費用	補正額	△34,887 千円
	補正後予算額	1,732,762 千円
資本の収入	補正額	△73,038 千円
	補正後予算額	1,698,901 千円
資本の支出	補正額	△71,032 千円
	補正後予算額	2,258,873 千円

議第 6 3 号 令和 6 年度安来市病院事業会計補正予算（第 3 号）

病院事業収益	補正額	54,595 千円
	補正後予算額	2,725,580 千円
病院事業費用	補正額	32,876 千円
	補正後予算額	2,720,941 千円
資本の収入	補正額	44,424 千円
	補正後予算額	357,524 千円
資本の支出	補正額	△1,907 千円
	補正後予算額	502,075 千円

議第 6 4 号 令和 7 年度安来市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 28,870,000 千円（前年度当初予算額 27,070,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為、地方債の限度額等及び一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 5 号 令和 7 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,803,000 千円（前年度当初予算額 3,605,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 6 号 令和 7 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,344,000 千円（前年度当初予算額 1,325,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 7 号 令和 7 年度安来市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,330,000 千円（前年度当初予算額 5,254,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 8 号 令和 7 年度安来市電気事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 439,400 千円（前年度当初予算額 482,600 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 9 号 令和 7 年度母里財産区特別会計予算

議第 7 0 号 令和 7 年度井尻財産区特別会計予算

議第 7 1 号 令和 7 年度赤屋財産区特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ母里財産区については 620 千円（前年度当初予算額 870 千円）に、井尻財産区については 250 千円（前年度当初予算額 170 千円）に、赤屋財産区については 180 千円（前年度当初予算額 140 千円）と定めるもの。

議第 7 2 号 令和 7 年度安来市水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,011,536 千円、収益的支出予算額を 1,108,252 千円に、また資本的収入予定額を 546,629 千円、資本的支出予定額を 1,044,913 千円と定めるもの。

議第 7 3 号 令和 7 年度安来市下水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,730,171 千円、収益的支出予算額を 1,699,761 千円に、また資本的収入予定額を 1,845,941 千円、資本的支出予定額を 2,398,935 千円と定めるもの。

議第 7 4 号 令和 7 年度安来市病院事業会計予算

収益的収入予算総額を 2,712,680 千円、収益的支出予算総額を 2,751,294 千円に、また資本的収入予算総額を 113,900 千円、資本的支出予算総額を 404,536 千円と定めるもの。

■議案その 2（定例会議最終日に提出予定）

【同意案件】 1 件

- ・赤屋財産区管理会財産区管理委員の選任について

【諮問案件】 1 件

- ・人権擁護委員候補者の推薦について